

府政防第 2842 号
消防災第 131 号
令和 5 年 7 月 12 日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

指定避難所における防災機能設備等の強化の推進について（通知）

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

指定避難所については、防災基本計画や関係する指針等において、求められる設備等が定められているところですが、過去の災害において、避難所で停電等が発生した事例がみられたところです。

内閣府及び消防庁では、全国の地方公共団体における指定避難所について、防災機能設備等の確保状況に関する調査を実施し、調査結果について別紙のとおり、とりまとめましたのでお知らせいたします。

各地方公共団体におかれましては、この調査結果を踏まえ、

- ・指定避難所の防災機能設備等（非常用発電機等、飲料水、冷暖房機器、ガス設備、通信設備、断水時のトイレ対策）については、平時において、自らの整備状況を確認して、災害時に必要となる防災機能設備等の容量や個数などを検討し、関係省庁の各種補助制度、地方財政措置等（参考資料）を活用し、充実強化を推進すること
- ・防災機能設備等を指定避難所に保有しない場合には、あらかじめ近隣の公共施設や民間事業者と協定を締結し、災害時に必要となる防災機能設備等の協力を得られるよう準備しておくこと

など、防災機能設備等の強化を一層推進するようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(参考)

○内閣府（防災担当）

- ・避難所における生活環境の改善および新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集（令和4年7月）

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/seikatsukankyoku.pdf>

- ・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月（令和4年4月改定））

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204kankyokakuho.pdf>

- ・避難所運営ガイドライン（平成28年4月（令和4年4月改定））

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204hinanjo_guideline.pdf

- ・避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年4月（令和4年4月改定））

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204hinanjo_toilet_guideline.pdf

○文部科学省

- ・避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集（令和2年3月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/mext_00484.html

- ・「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言の取りまとめについて（平成28年7月）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/043/gaiyou/1374803.htm

- ・「災害に強い学校施設の在り方について ～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」（平成26年3月）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1344800.htm

- ・公立学校施設整備に関する防災対策事業活用事例集について

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1312680.htm

- ・「学校施設の防災機能の向上のために ～避難所となる学校施設の防災機能に関する調査研究報告書～」（平成19年8月（平成20年7月一部追記））

<https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/bousaitsuiki.pdf>

○国土交通省

- ・防災拠点等となる建築物の機能継続に係る事例集（新築版）（平成30年5月）

<https://www.mlit.go.jp/common/001292553.pdf>

- ・防災拠点等となる建築物の機能継続に係る事例集（追補版）（令和元年6月）

<https://www.mlit.go.jp/common/001308896.pdf>

- ・下水道：災害時に使えるトイレについて

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_00041_1.html

○水産庁

- ・災害に強い水産地域づくりガイドライン（平成18年3月（令和5年3月改訂））

https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_gideline/index.html

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
伊藤、坂本

TEL：03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課

福原、遠矢、木本、日比野

TEL：03-5253-7525（直通）

指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査の結果について

1. 調査の項目

○調査対象：全国の地方公共団体における指定避難所

○調査時点：令和4年12月1日現在

○調査内容

・指定避難所における災害時に利用可能な防災機能設備等の確保状況

※防災機能設備等を指定避難所の敷地内に確保しているほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、防災機能設備等を優先して利用できることとなっている場合も含む

2. 指定避難所の数 82,184か所

3. 指定避難所における災害時に利用可能な防災機能設備等の確保状況

防災機能設備等	指定避難所数	確保している 指定避難所数 ※1	割合
非常用発電機等 ※2	82,184	52,470	63.8%
飲料水の確保対策 ※3		61,488	74.8%
冷房機器 ※4		51,744	63.0%
暖房機器 ※5		61,589	74.9%
ガス設備 ※6		56,639	68.9%
通信設備 ※7		51,852	63.1%
断水時のトイレ対策 ※8		58,934	71.7%

※1 防災機能設備等を敷地内や避難者が滞在することを想定している部屋等に保有しているほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により優先して利用できることとなっている指定避難所数

※2 自家発電設備(可搬式の発電機を含む)、再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備、風力発電設備、小水発電設備、バイオマス発電設備と燃料電池等)、蓄電池のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、自家発電設備等を優先して利用できることとなっている避難所

※3 耐震性貯水槽(高架水槽や受水槽等)、プールの浄水装置(可搬式のもの等)、井戸等を敷地内に保有する施設のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、優先して飲料水(ペットボトル等の備蓄を含む)を確保できる避難所

※4 災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等(体育館、会議室、教室等)に、利用可能な冷房機器(スポットクーラー等可搬式のものを含む(扇風機は除く))を保有している避難所(利用可能な冷房機器を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている)のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、冷房機器を優先して利用できることとなっている避難所

※5 災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等(体育館、会議室、教室等)に、利用可能な暖房機器(ストーブ等可搬式のものを含む)を保有している避難所(利用可能な暖房機器を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている)のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、暖房機器を優先して利用できることとなっている避難所

※6 LPガス設備が設置されている避難所や、中圧ガス配管を敷地の中まで引き込み災害時に利用可能なガス設備が設置されている避難所、通常時に都市ガスを利用し、災害時にLPガスを使うようガス変換器の接続口を整備している避難所、カセットコンロ等を備蓄している避難所のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、LPガス設備を優先して利用できることとなっている避難所

※7 災害時に通信可能な設備や装置(防災行政無線、災害時優先電話、MCA無線(マルチチャンネルアクセス無線)、衛星電話、災害用PHS及び災害時に使用できるインターネット用接続口等)を設置している避難所(単方向通信のものを含む)

※8 マンホールトイレや、プールの水や雨水等を洗浄水として使用できるトイレ(配管の工夫等により使用できる場合を対象とし、バケツリレーで使用する避難所は除く)がある避難所、携帯トイレや簡易トイレ等を備蓄している避難所のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、簡易トイレや仮設トイレ等を優先して利用できることとなっている避難所

【参考】

防災機能設備等	確保している指定避難所数	割合
非常用発電機等	52,470	63.8%
うち非常用発電設備等を指定避難所や敷地内に保有 ※1	38,260	46.6%
①石油（ガソリン、軽油等）対応の発電機等を保有	28,184	34.3%
②LPガス対応の発電機等を保有	12,998	15.8%
③都市ガス対応の発電機等を保有	219	0.3%
④再生可能エネルギー設備（太陽光、風力、小水力、バイオマス等）を保有	5,404	6.6%
うち協定等による優先利用により確保 ※2	20,576	25.0%
飲料水の確保対策	61,488	74.8%
うち耐震性貯水槽やプールの浄水装置、井戸等を指定避難所の敷地内に保有	10,361	12.6%
うちペットボトル等の備蓄により確保	49,403	60.1%
うち協定等による優先利用により確保 ※3	27,944	34.0%
冷房機器	51,744	63.0%
うち災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等に、利用可能な冷房機器を保有 ※4	45,153	54.9%
うち協定等による優先利用により確保 ※5	14,643	17.8%
暖房機器	61,589	74.9%
うち災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等に、利用可能な暖房機器を保有 ※6	55,641	67.7%
うち協定等による優先利用により確保 ※7	18,353	22.3%
ガス設備	56,639	68.9%
うちガス設備を指定避難所や敷地内に保有 ※8	48,622	59.2%
①LPガス対応のガス設備を保有	41,225	50.2%
②都市ガス対応のガス設備を保有	5,495	6.7%
③冷暖房機器として利用可能なガス設備を保有	5,393	6.6%
④調理設備（ガスコンロ、カセットコンロ、給湯器等）として利用可能なガス設備を確保	41,340	50.3%
うち協定等による優先利用により確保 ※9	23,302	28.4%
通信設備	51,852	63.1%
うち相互通信が可能な設備を指定避難所や敷地内に設置	41,244	50.2%
断水時のトイレ対策	58,934	71.7%
うちマンホールトイレを設置	7,763	9.4%
うち断水時にプールの水や雨水等を洗浄水として使用できるトイレを設置 ※10	3,837	4.7%
うち携帯トイレや簡易トイレ等の備蓄により確保	50,383	61.3%
うち協定等による、簡易トイレや仮設トイレ等の優先利用により確保 ※11	23,231	28.3%

- ※1 可搬式の自家発電設備、再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、風力発電設備、小水力発電設備、バイオマス発電設備と燃料電池等）、蓄電池を保有する避難所
- ※2 近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、自家発電設備等を優先して利用できることとなっている避難所
- ※3 敷地外の近隣の貯水槽等や民間事業者との協定等により、優先して飲料水（お茶、経口補水液、スポーツドリンク等を含む）を確保できる避難所
- ※4 災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等（体育館、会議室、教室等）に、利用可能な冷房機器（スポットクーラー等可搬式のものを含む（扇風機は除く））を保有している避難所（利用可能な冷房機器を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている）
- ※5 近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、冷房機器を優先して利用できることとなっている避難所（スポットクーラー等可搬式のものを含む（扇風機は除く））
- ※6 災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等（体育館、会議室、教室等）に、利用可能な暖房機器（ストーブ等可搬式のものを含む）を保有している避難所（利用可能な暖房機器を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている）
- ※7 近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、暖房機器を優先して利用できることとなっている避難所（ストーブ等可搬式のものを含む）
- ※8 LPガス設備が設置されている避難所や、中圧ガス配管を敷地の中まで引き込み災害時に利用可能なガス設備が設置されている避難所、通常時に都市ガスを利用し、災害時にはLPガスを使えるようガス変換器の接続口を整備している避難所
- ※9 近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、LPガス設備（可搬式のものを含む）を優先して利用できることとなっている避難所
- ※10 配管の工夫等により使用できる避難所（パケツリレーで使用する避難所は除く）
- ※11 近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、簡易トイレや仮設トイレ等を優先して利用できることとなっている避難所

表1
非常用発電機等の確保状況

	指定 避難所数	非常用発電機等を確保												うち協定等による優先 利用により確保	
		非常用発電機等を確保		うち非常用発電設備等 を指定避難所や敷地内 に保有		うち石油(ガソリン、軽 油等)対応の発電機等 を保有		うちLPガス対応の発電 機等を保有		うち都市ガス対応の発 電機等を保有		うち再生可能エネル ギー設備(太陽光、風 力、小水力、バイオマス 等)を保有		数	割合(%)
		数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)		
北海道	5,782	3,573	61.8	2,735	47.3	2,465	42.6	383	6.6	7	0.1	227	3.9	1,588	27.5
青森県	2,136	1,456	68.2	1,119	52.4	1,082	50.7	46	2.2	3	0.1	73	3.4	443	20.7
岩手県	1,795	989	55.1	852	47.5	830	46.2	84	4.7	1	0.1	168	9.4	142	7.9
宮城県	1,547	899	58.1	666	43.1	507	32.8	254	16.4	0	0.0	313	20.2	363	23.5
秋田県	1,303	841	64.5	561	43.1	560	43.0	31	2.4	0	0.0	55	4.2	485	37.2
山形県	1,149	790	68.8	737	64.1	694	60.4	79	6.9	11	1.0	87	7.6	151	13.1
福島県	2,417	921	38.1	706	29.2	589	24.4	95	3.9	3	0.1	142	5.9	286	11.8
茨城県	1,630	1,354	83.1	1,142	70.1	739	45.3	675	41.4	1	0.1	199	12.2	759	46.6
栃木県	1,312	910	69.4	486	37.0	337	25.7	192	14.6	0	0.0	89	6.8	642	48.9
群馬県	1,576	792	50.3	624	39.6	362	23.0	261	16.6	2	0.1	158	10.0	469	29.8
埼玉県	2,328	1,846	79.3	1,626	69.8	1,252	53.8	521	22.4	8	0.3	261	11.2	497	21.3
千葉県	2,211	1,962	88.7	1,825	82.5	1,316	59.5	848	38.4	2	0.1	387	17.5	596	27.0
東京都	3,036	2,488	81.9	2,204	72.6	1,996	65.7	968	31.9	40	1.3	638	21.0	549	18.1
神奈川県	1,452	1,413	97.3	1,346	92.7	1,238	85.3	395	27.2	0	0.0	308	21.2	201	13.8
新潟県	2,073	1,797	86.7	1,565	75.5	845	40.8	731	35.3	1	0.0	42	2.0	935	45.1
富山県	1,053	723	68.7	333	31.6	249	23.6	9	0.9	0	0.0	35	3.3	575	54.6
石川県	937	528	56.4	329	35.1	175	18.7	126	13.4	0	0.0	46	4.9	256	27.3
福井県	818	659	80.6	296	36.2	249	30.4	149	18.2	0	0.0	10	1.2	405	49.5
山梨県	859	524	61.0	460	53.6	394	45.9	93	10.8	0	0.0	112	13.0	150	17.5
長野県	3,120	1,427	45.7	893	28.6	684	21.9	181	5.8	1	0.0	108	3.5	307	9.8
岐阜県	2,044	1,252	61.3	890	43.5	866	42.4	366	17.9	1	0.0	101	4.9	359	17.6
静岡県	1,693	1,390	82.1	1,063	62.8	946	55.9	104	6.1	2	0.1	107	6.3	500	29.5
愛知県	3,103	2,459	79.2	1,726	55.6	1,031	33.2	873	28.1	4	0.1	132	4.3	1,092	35.2
三重県	1,670	1,120	67.1	831	49.8	474	28.4	439	26.3	0	0.0	26	1.6	180	10.8
滋賀県	919	640	69.6	452	49.2	231	25.1	91	9.9	0	0.0	48	5.2	167	18.2
京都府	1,207	745	61.7	665	55.1	205	17.0	458	37.9	0	0.0	28	2.3	439	36.4
大阪府	2,914	1,980	67.9	1,731	59.4	681	23.4	1,127	38.7	22	0.8	165	5.7	276	9.5
兵庫県	3,006	1,912	63.6	1,359	45.2	817	27.2	612	20.4	7	0.2	258	8.6	599	19.9
奈良県	1,136	750	66.0	492	43.3	406	35.7	199	17.5	6	0.5	41	3.6	227	20.0
和歌山県	1,618	984	60.8	641	39.6	535	33.1	130	8.0	2	0.1	44	2.7	433	26.8
鳥取県	585	291	49.7	118	20.2	108	18.5	18	3.1	0	0.0	3	0.5	203	34.7
島根県	1,306	524	40.1	285	21.8	209	16.0	173	13.2	2	0.2	23	1.8	366	28.0
岡山県	1,764	616	34.9	468	26.5	167	9.5	192	10.9	0	0.0	76	4.3	62	3.5
広島県	2,124	1,173	55.2	627	29.5	236	11.1	412	19.4	0	0.0	37	1.7	868	40.9
山口県	1,237	1,072	86.7	329	26.6	216	17.5	77	6.2	1	0.1	88	7.1	987	79.8
徳島県	1,126	755	67.1	537	47.7	413	36.7	114	10.1	0	0.0	114	10.1	324	28.8
香川県	688	279	40.6	179	26.0	157	22.8	15	2.2	0	0.0	89	12.9	133	19.3
愛媛県	2,172	1,427	65.7	1,179	54.3	984	45.3	217	10.0	1	0.0	78	3.6	322	14.8
高知県	1,837	772	42.0	613	33.4	483	26.3	249	13.6	0	0.0	55	3.0	98	5.3
福岡県	2,829	1,721	60.8	711	25.1	492	17.4	94	3.3	0	0.0	145	5.1	1,148	40.6
佐賀県	641	316	49.3	170	26.5	137	21.4	2	0.3	0	0.0	38	5.9	223	34.8
長崎県	1,401	863	61.6	315	22.5	228	16.3	33	2.4	0	0.0	62	4.4	608	43.4
熊本県	1,303	726	55.7	605	46.4	252	19.3	240	18.4	85	6.5	60	4.6	275	21.1
大分県	1,259	765	60.8	586	46.5	445	35.3	141	11.2	4	0.3	76	6.0	251	19.9
宮崎県	1,299	592	45.6	344	26.5	241	18.6	48	3.7	0	0.0	11	0.8	131	10.1
鹿児島県	2,049	1,071	52.3	554	27.0	440	21.5	225	11.0	1	0.0	26	1.3	417	20.4
沖縄県	720	383	53.2	285	39.6	221	30.7	228	31.7	1	0.1	15	2.1	89	12.4
合計	82,184	52,470	63.8	38,260	46.6	28,184	34.3	12,998	15.8	219	0.3	5,404	6.6	20,576	25.0

表2
飲料水の確保状況

	指定 避難所数	飲料水を確保		うち耐震性貯水槽やプールの浄水装置、井戸等を指定避難所の敷地内に保有		うちペットボトル等の備蓄により確保		うち協定等による優先利用により確保	
		数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)
北海道	5,782	4,076	70.5	221	3.8	2,886	49.9	1,832	31.7
青森県	2,136	1,536	71.9	147	6.9	906	42.4	1,200	56.2
岩手県	1,795	1,048	58.4	77	4.3	661	36.8	655	36.5
宮城県	1,547	900	58.2	282	18.2	825	53.3	480	31.0
秋田県	1,303	968	74.3	63	4.8	857	65.8	537	41.2
山形県	1,149	851	74.1	55	4.8	576	50.1	279	24.3
福島県	2,417	1,598	66.1	234	9.7	1,111	46.0	483	20.0
茨城県	1,630	1,487	91.2	227	13.9	1,305	80.1	769	47.2
栃木県	1,312	1,044	79.6	101	7.7	882	67.2	622	47.4
群馬県	1,576	1,109	70.4	139	8.8	927	58.8	640	40.6
埼玉県	2,328	2,044	87.8	672	28.9	1,385	59.5	1,206	51.8
千葉県	2,211	2,033	91.9	587	26.5	1,858	84.0	688	31.1
東京都	3,036	2,636	86.8	1,312	43.2	2,223	73.2	692	22.8
神奈川県	1,452	1,383	95.2	1,054	72.6	1,325	91.3	319	22.0
新潟県	2,073	1,777	85.7	201	9.7	1,482	71.5	1,046	50.5
富山県	1,053	802	76.2	147	14.0	384	36.5	537	51.0
石川県	937	547	58.4	125	13.3	349	37.2	413	44.1
福井県	818	818	100.0	80	9.8	792	96.8	495	60.5
山梨県	859	616	71.7	119	13.9	503	58.6	256	29.8
長野県	3,120	1,783	57.1	183	5.9	1,557	49.9	418	13.4
岐阜県	2,044	1,326	64.9	261	12.8	1,306	63.9	675	33.0
静岡県	1,693	1,309	77.3	706	41.7	598	35.3	557	32.9
愛知県	3,103	2,545	82.0	392	12.6	2,427	78.2	1,315	42.4
三重県	1,670	1,241	74.3	185	11.1	804	48.1	425	25.4
滋賀県	919	767	83.5	63	6.9	658	71.6	398	43.3
京都府	1,207	973	80.6	132	10.9	737	61.1	690	57.2
大阪府	2,914	2,208	75.8	293	10.1	2,097	72.0	421	14.4
兵庫県	3,006	2,433	80.9	348	11.6	1,998	66.5	1,030	34.3
奈良県	1,136	777	68.4	76	6.7	608	53.5	457	40.2
和歌山県	1,618	1,562	96.5	210	13.0	1,319	81.5	412	25.5
鳥取県	585	414	70.8	2	0.3	406	69.4	220	37.6
島根県	1,306	706	54.1	96	7.4	674	51.6	333	25.5
岡山県	1,764	1,105	62.6	218	12.4	1,081	61.3	277	15.7
広島県	2,124	1,654	77.9	113	5.3	957	45.1	952	44.8
山口県	1,237	1,237	100.0	51	4.1	847	68.5	1,237	100.0
徳島県	1,126	1,118	99.3	135	12.0	1,016	90.2	327	29.0
香川県	688	478	69.5	74	10.8	453	65.8	172	25.0
愛媛県	2,172	1,541	70.9	219	10.1	1,443	66.4	482	22.2
高知県	1,837	807	43.9	104	5.7	620	33.8	96	5.2
福岡県	2,829	2,061	72.9	152	5.4	1,728	61.1	1,279	45.2
佐賀県	641	535	83.5	53	8.3	493	76.9	365	56.9
長崎県	1,401	959	68.5	27	1.9	477	34.0	777	55.5
熊本県	1,303	965	74.1	264	20.3	828	63.5	506	38.8
大分県	1,259	952	75.6	33	2.6	799	63.5	46	3.7
宮崎県	1,299	975	75.1	3	0.2	711	54.7	214	16.5
鹿児島県	2,049	1,316	64.2	80	3.9	1,158	56.5	627	30.6
沖縄県	720	468	65.0	45	6.3	366	50.8	87	12.1
合計	82,184	61,488	74.8	10,361	12.6	49,403	60.1	27,944	34.0

表3
冷房機器の確保状況

	指定 避難所数	冷房機器を確保		うち災害時に避難者が滞 在することを想定してい る部屋等に、利用可能な 冷房機器を保有		うち協定等による優先利 用により確保	
		数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)
		北海道	5,782	1,507	26.1	1,025	17.7
青森県	2,136	1,141	53.4	976	45.7	327	15.3
岩手県	1,795	590	32.9	523	29.1	46	2.6
宮城県	1,547	1,066	68.9	935	60.4	293	18.9
秋田県	1,303	747	57.3	576	44.2	170	13.0
山形県	1,149	490	42.6	398	34.6	64	5.6
福島県	2,417	1,517	62.8	1,039	43.0	265	11.0
茨城県	1,630	1,108	68.0	845	51.8	645	39.6
栃木県	1,312	961	73.2	891	67.9	298	22.7
群馬県	1,576	1,055	66.9	893	56.7	413	26.2
埼玉県	2,328	1,644	70.6	1,634	70.2	206	8.8
千葉県	2,211	1,605	72.6	1,513	68.4	436	19.7
東京都	3,036	2,506	82.5	2,449	80.7	277	9.1
神奈川県	1,452	659	45.4	617	42.5	62	4.3
新潟県	2,073	1,539	74.2	1,396	67.3	740	35.7
富山県	1,053	790	75.0	693	65.8	447	42.5
石川県	937	622	66.4	515	55.0	266	28.4
福井県	818	670	81.9	569	69.6	343	41.9
山梨県	859	434	50.5	399	46.4	151	17.6
長野県	3,120	1,038	33.3	954	30.6	32	1.0
岐阜県	2,044	1,133	55.4	1,041	50.9	433	21.2
静岡県	1,693	1,138	67.2	747	44.1	481	28.4
愛知県	3,103	2,211	71.3	1,941	62.6	1,137	36.6
三重県	1,670	1,196	71.6	1,039	62.2	148	8.9
滋賀県	919	606	65.9	450	49.0	192	20.9
京都府	1,207	1,000	82.9	1,000	82.9	465	38.5
大阪府	2,914	2,037	69.9	1,958	67.2	243	8.3
兵庫県	3,006	2,208	73.5	1,957	65.1	536	17.8
奈良県	1,136	696	61.3	533	46.9	78	6.9
和歌山県	1,618	1,096	67.7	1,025	63.3	236	14.6
鳥取県	585	463	79.1	317	54.2	216	36.9
島根県	1,306	958	73.4	813	62.3	339	26.0
岡山県	1,764	1,275	72.3	1,175	66.6	14	0.8
広島県	2,124	1,623	76.4	1,471	69.3	750	35.3
山口県	1,237	1,029	83.2	697	56.3	770	62.2
徳島県	1,126	770	68.4	725	64.4	106	9.4
香川県	688	494	71.8	382	55.5	130	18.9
愛媛県	2,172	1,525	70.2	1,418	65.3	359	16.5
高知県	1,837	1,074	58.5	1,025	55.8	20	1.1
福岡県	2,829	2,028	71.7	1,895	67.0	589	20.8
佐賀県	641	468	73.0	429	66.9	149	23.2
長崎県	1,401	986	70.4	772	55.1	508	36.3
熊本県	1,303	904	69.4	795	61.0	240	18.4
大分県	1,259	825	65.5	772	61.3	34	2.7
宮崎県	1,299	805	62.0	575	44.3	95	7.3
鹿児島県	2,049	1,154	56.3	1,047	51.1	394	19.2
沖縄県	720	353	49.0	314	43.6	27	3.8
合計	82,184	51,744	63.0	45,153	54.9	14,643	17.8

表4
暖房機器の確保状況

	指定 避難所数	暖房機器を確保		うち災害時に避難者が滞 在することを想定してい る部屋等に、利用可能な 暖房機器を保有		うち協定等による優先利 用により確保	
		数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)
		北海道	5,782	5,027	86.9	4,787	82.8
青森県	2,136	2,016	94.4	1,901	89.0	627	29.4
岩手県	1,795	1,377	76.7	1,269	70.7	93	5.2
宮城県	1,547	1,257	81.3	1,168	75.5	360	23.3
秋田県	1,303	1,066	81.8	889	68.2	214	16.4
山形県	1,149	981	85.4	955	83.1	108	9.4
福島県	2,417	1,995	82.5	1,760	72.8	289	12.0
茨城県	1,630	1,345	82.5	1,204	73.9	747	45.8
栃木県	1,312	1,085	82.7	920	70.1	332	25.3
群馬県	1,576	1,245	79.0	1,087	69.0	486	30.8
埼玉県	2,328	1,770	76.0	1,714	73.6	208	8.9
千葉県	2,211	1,688	76.3	1,604	72.5	458	20.7
東京都	3,036	2,506	82.5	2,477	81.6	401	13.2
神奈川県	1,452	745	51.3	699	48.1	62	4.3
新潟県	2,073	1,849	89.2	1,726	83.3	860	41.5
富山県	1,053	830	78.8	755	71.7	495	47.0
石川県	937	707	75.5	606	64.7	316	33.7
福井県	818	705	86.2	585	71.5	361	44.1
山梨県	859	510	59.4	481	56.0	158	18.4
長野県	3,120	2,029	65.0	1,919	61.5	357	11.4
岐阜県	2,044	1,330	65.1	1,094	53.5	592	29.0
静岡県	1,693	1,094	64.6	704	41.6	437	25.8
愛知県	3,103	2,254	72.6	2,006	64.6	1,164	37.5
三重県	1,670	1,326	79.4	974	58.3	310	18.6
滋賀県	919	579	63.0	470	51.1	199	21.7
京都府	1,207	1,019	84.4	1,019	84.4	465	38.5
大阪府	2,914	2,095	71.9	1,981	68.0	244	8.4
兵庫県	3,006	2,223	74.0	2,011	66.9	611	20.3
奈良県	1,136	771	67.9	621	54.7	121	10.7
和歌山県	1,618	1,132	70.0	1,099	67.9	245	15.1
鳥取県	585	466	79.7	320	54.7	228	39.0
島根県	1,306	1,044	79.9	916	70.1	340	26.0
岡山県	1,764	1,424	80.7	1,276	72.3	47	2.7
広島県	2,124	1,676	78.9	1,517	71.4	832	39.2
山口県	1,237	1,056	85.4	789	63.8	861	69.6
徳島県	1,126	849	75.4	800	71.0	116	10.3
香川県	688	502	73.0	390	56.7	129	18.8
愛媛県	2,172	1,614	74.3	1,530	70.4	421	19.4
高知県	1,837	1,143	62.2	1,122	61.1	66	3.6
福岡県	2,829	2,012	71.1	1,957	69.2	588	20.8
佐賀県	641	477	74.4	393	61.3	263	41.0
長崎県	1,401	1,061	75.7	846	60.4	674	48.1
熊本県	1,303	911	69.9	788	60.5	274	21.0
大分県	1,259	802	63.7	769	61.1	56	4.4
宮崎県	1,299	730	56.2	592	45.6	97	7.5
鹿児島県	2,049	1,106	54.0	996	48.6	414	20.2
沖縄県	720	160	22.2	155	21.5	0	0.0
合計	82,184	61,589	74.9	55,641	67.7	18,353	22.3

表5
ガス設備の確保状況

	指定 避難所数	ガス設備を確保															
		ガス設備を確保		うちガス設備を指定避難所や敷地内に保有				うち燃料で分類				うち種別で分類				うち協定等による優先 利用により確保	
								うちLPガス対応のガス 設備を保有		うち都市ガス対応のガス 設備を保有		うち冷暖房機器として 利用可能なガス設備を 保有		うち調理設備(ガスコン ロ、カセットコンロ、給湯 器等)として利用可能な ガス設備を確保			
								数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)		
北海道	5,782	4,659	80.6	4,272	73.9	3,670	63.5	231	4.0	299	5.2	3,769	65.2	1,428	24.7		
青森県	2,136	1,700	79.6	1,502	70.3	1,381	64.7	58	2.7	27	1.3	1,317	61.7	566	26.5		
岩手県	1,795	1,255	69.9	1,106	61.6	929	51.8	88	4.9	29	1.6	1,097	61.1	202	11.3		
宮城県	1,547	1,066	68.9	833	53.8	833	53.8	24	1.6	71	4.6	776	50.2	450	29.1		
秋田県	1,303	956	73.4	758	58.2	683	52.4	77	5.9	78	6.0	746	57.3	388	29.8		
山形県	1,149	596	51.9	568	49.4	475	41.3	63	5.5	38	3.3	458	39.9	158	13.8		
福島県	2,417	1,580	65.4	1,528	63.2	1,365	56.5	134	5.5	15	0.6	1,272	52.6	299	12.4		
茨城県	1,630	1,254	76.9	1,129	69.3	1,125	69.0	22	1.3	35	2.1	949	58.2	820	50.3		
栃木県	1,312	941	71.7	805	61.4	706	53.8	133	10.1	134	10.2	804	61.3	528	40.2		
群馬県	1,576	1,128	71.6	969	61.5	920	58.4	134	8.5	76	4.8	873	55.4	621	39.4		
埼玉県	2,328	1,801	77.4	1,454	62.5	1,219	52.4	311	13.4	375	16.1	1,303	56.0	1,081	46.4		
千葉県	2,211	1,685	76.2	1,590	71.9	1,452	65.7	333	15.1	281	12.7	1,151	52.1	543	24.6		
東京都	3,036	2,214	72.9	1,813	59.7	1,357	44.7	539	17.8	746	24.6	1,670	55.0	497	16.4		
神奈川県	1,452	1,316	90.6	1,268	87.3	748	51.5	91	6.3	129	8.9	1,126	77.5	240	16.5		
新潟県	2,073	1,370	66.1	1,217	58.7	884	42.6	325	15.7	181	8.7	848	40.9	871	42.0		
富山県	1,053	751	71.3	620	58.9	578	54.9	53	5.0	47	4.5	619	58.8	534	50.7		
石川県	937	699	74.6	612	65.3	496	52.9	13	1.4	19	2.0	573	61.2	378	40.3		
福井県	818	667	81.5	369	45.1	330	40.3	10	1.2	14	1.7	346	42.3	395	48.3		
山梨県	859	528	61.5	438	51.0	420	48.9	14	1.6	23	2.7	420	48.9	214	24.9		
長野県	3,120	1,897	60.8	1,709	54.8	1,389	44.5	102	3.3	6	0.2	1,424	45.6	408	13.1		
岐阜県	2,044	1,376	67.3	1,229	60.1	1,004	49.1	159	7.8	307	15.0	1,130	55.3	831	40.7		
静岡県	1,693	1,177	69.5	826	48.8	756	44.7	94	5.6	31	1.8	753	44.5	526	31.1		
愛知県	3,103	2,064	66.5	1,251	40.3	1,055	34.0	181	5.8	128	4.1	822	26.5	1,246	40.2		
三重県	1,670	1,262	75.6	1,061	63.5	867	51.9	91	5.4	11	0.7	660	39.5	267	16.0		
滋賀県	919	516	56.1	417	45.4	279	30.4	99	10.8	76	8.3	366	39.8	179	19.5		
京都府	1,207	911	75.5	832	68.9	788	65.3	41	3.4	243	20.1	793	65.7	694	57.5		
大阪府	2,914	1,840	63.1	1,625	55.8	1,429	49.0	300	10.3	260	8.9	757	26.0	435	14.9		
兵庫県	3,006	1,812	60.3	1,501	49.9	1,359	45.2	200	6.7	270	9.0	1,250	41.6	666	22.2		
奈良県	1,136	625	55.0	529	46.6	459	40.4	39	3.4	37	3.3	460	40.5	391	34.4		
和歌山県	1,618	966	59.7	943	58.3	909	56.2	16	1.0	83	5.1	935	57.8	341	21.1		
鳥取県	585	483	82.6	387	66.2	283	48.4	0	0.0	28	4.8	252	43.1	229	39.1		
島根県	1,306	832	63.7	807	61.8	666	51.0	83	6.4	93	7.1	759	58.1	340	26.0		
岡山県	1,764	1,261	71.5	1,228	69.6	964	54.6	82	4.6	67	3.8	949	53.8	171	9.7		
広島県	2,124	1,309	61.6	1,023	48.2	859	40.4	69	3.2	1	0.0	749	35.3	970	45.7		
山口県	1,237	1,229	99.4	607	49.1	478	38.6	140	11.3	88	7.1	597	48.3	1,054	85.2		
徳島県	1,126	797	70.8	682	60.6	642	57.0	0	0.0	22	2.0	661	58.7	346	30.7		
香川県	688	405	58.9	358	52.0	309	44.9	24	3.5	32	4.7	355	51.6	197	28.6		
愛媛県	2,172	1,603	73.8	1,516	69.8	1,351	62.2	34	1.6	60	2.8	1,513	69.7	421	19.4		
高知県	1,837	901	49.0	881	48.0	775	42.2	0	0.0	48	2.6	589	32.1	211	11.5		
福岡県	2,829	1,964	69.4	1,813	64.1	1,089	38.5	512	18.1	489	17.3	1,378	48.7	706	25.0		
佐賀県	641	464	72.4	398	62.1	320	49.9	67	10.5	24	3.7	392	61.2	308	48.0		
長崎県	1,401	916	65.4	631	45.0	415	29.6	168	12.0	8	0.6	531	37.9	825	58.9		
熊本県	1,303	841	64.5	772	59.2	713	54.7	106	8.1	187	14.4	733	56.3	231	17.7		
大分県	1,259	736	58.5	631	50.1	624	49.6	5	0.4	59	4.7	552	43.8	170	13.5		
宮崎県	1,299	682	52.5	583	44.9	492	37.9	0	0.0	0	0.0	494	38.0	231	17.8		
鹿児島県	2,049	1,201	58.6	1,171	57.1	1,036	50.6	216	10.5	107	5.2	1,043	50.9	520	25.4		
沖縄県	720	403	56.0	360	50.0	344	47.8	14	1.9	11	1.5	326	45.3	175	24.3		
合計	82,184	56,639	68.9	48,622	59.2	41,225	50.2	5,495	6.7	5,393	6.6	41,340	50.3	23,302	28.4		

表6
通信設備の確保状況

	指定 避難所数	通信設備を確保		うち相互通信が可能な設備を指定避難所や敷地内に設置 ※	
		数	割合(%)	数	割合(%)
		北海道	5,782	3,443	59.5
青森県	2,136	1,013	47.4	727	34.0
岩手県	1,795	1,064	59.3	887	49.4
宮城県	1,547	1,255	81.1	1,053	68.1
秋田県	1,303	808	62.0	509	39.1
山形県	1,149	715	62.2	617	53.7
福島県	2,417	1,629	67.4	1,096	45.3
茨城県	1,630	1,187	72.8	1,045	64.1
栃木県	1,312	960	73.2	855	65.2
群馬県	1,576	1,025	65.0	579	36.7
埼玉県	2,328	1,856	79.7	1,631	70.1
千葉県	2,211	1,940	87.7	1,907	86.3
東京都	3,036	2,471	81.4	2,428	80.0
神奈川県	1,452	1,397	96.2	1,189	81.9
新潟県	2,073	1,372	66.2	1,063	51.3
富山県	1,053	532	50.5	452	42.9
石川県	937	519	55.4	443	47.3
福井県	818	642	78.5	441	53.9
山梨県	859	552	64.3	529	61.6
長野県	3,120	2,034	65.2	1,399	44.8
岐阜県	2,044	1,183	57.9	922	45.1
静岡県	1,693	1,387	81.9	1,342	79.3
愛知県	3,103	2,264	73.0	2,178	70.2
三重県	1,670	1,001	59.9	815	48.8
滋賀県	919	383	41.7	362	39.4
京都府	1,207	986	81.7	963	79.8
大阪府	2,914	2,084	71.5	1,929	66.2
兵庫県	3,006	2,064	68.7	1,513	50.3
奈良県	1,136	629	55.4	596	52.5
和歌山県	1,618	709	43.8	562	34.7
鳥取県	585	283	48.4	222	37.9
島根県	1,306	673	51.5	514	39.4
岡山県	1,764	1,144	64.9	789	44.7
広島県	2,124	847	39.9	428	20.2
山口県	1,237	630	50.9	444	35.9
徳島県	1,126	599	53.2	517	45.9
香川県	688	497	72.2	309	44.9
愛媛県	2,172	1,171	53.9	797	36.7
高知県	1,837	865	47.1	705	38.4
福岡県	2,829	1,581	55.9	1,274	45.0
佐賀県	641	308	48.0	208	32.4
長崎県	1,401	644	46.0	332	23.7
熊本県	1,303	638	49.0	332	25.5
大分県	1,259	645	51.2	506	40.2
宮崎県	1,299	513	39.5	424	32.6
鹿児島県	2,049	1,437	70.1	767	37.4
沖縄県	720	273	37.9	224	31.1
合計	82,184	51,852	63.1	41,244	50.2

※ 防災行政無線、災害時優先電話、MCA無線(マルチチャンネルアクセス無線)、衛星電話、災害用PHS及び災害時に使用できるインターネット用接続口等を含む

表7
断水時のトイレ対策の確保状況

	指定 避難所数	断水時のトイレ対策の確保状況									
		断水時のトイレ対策を確保		うちマンホールトイレを設置		うち断水時にプールの水や雨水等を洗浄水として使用できるトイレを設置		うち携帯トイレや簡易トイレ等の備蓄により確保		うち協定等による、簡易トイレや仮設トイレ等の優先利用により確保	
		数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)
北海道	5,782	4,077	70.5	177	3.1	403	7.0	3,399	58.8	1,674	29.0
青森県	2,136	1,251	58.6	9	0.4	31	1.5	838	39.2	731	34.2
岩手県	1,795	887	49.4	42	2.3	70	3.9	753	41.9	328	18.3
宮城県	1,547	891	57.6	50	3.2	63	4.1	757	48.9	358	23.1
秋田県	1,303	801	61.5	15	1.2	7	0.5	581	44.6	490	37.6
山形県	1,149	629	54.7	17	1.5	39	3.4	563	49.0	178	15.5
福島県	2,417	1,359	56.2	19	0.8	57	2.4	1,119	46.3	166	6.9
茨城県	1,630	1,361	83.5	130	8.0	104	6.4	1,090	66.9	826	50.7
栃木県	1,312	930	70.9	93	7.1	10	0.8	590	45.0	630	48.0
群馬県	1,576	823	52.2	46	2.9	33	2.1	681	43.2	496	31.5
埼玉県	2,328	2,033	87.3	495	21.3	83	3.6	1,912	82.1	784	33.7
千葉県	2,211	1,877	84.9	384	17.4	249	11.3	1,849	83.6	618	28.0
東京都	3,036	2,590	85.3	1,500	49.4	881	29.0	2,372	78.1	363	12.0
神奈川県	1,452	1,412	97.2	785	54.1	408	28.1	1,408	97.0	262	18.0
新潟県	2,073	1,606	77.5	44	2.1	37	1.8	1,474	71.1	950	45.8
富山県	1,053	779	74.0	18	1.7	28	2.7	507	48.1	597	56.7
石川県	937	746	79.6	45	4.8	21	2.2	657	70.1	314	33.5
福井県	818	818	100.0	46	5.6	27	3.3	818	100.0	482	58.9
山梨県	859	653	76.0	101	11.8	13	1.5	650	75.7	230	26.8
長野県	3,120	1,696	54.4	91	2.9	45	1.4	1,617	51.8	453	14.5
岐阜県	2,044	1,386	67.8	182	8.9	42	2.1	1,377	67.4	713	34.9
静岡県	1,693	1,382	81.6	109	6.4	95	5.6	1,155	68.2	665	39.3
愛知県	3,103	2,613	84.2	1,309	42.2	107	3.4	2,413	77.8	1,266	40.8
三重県	1,670	1,302	78.0	167	10.0	88	5.3	1,115	66.8	296	17.7
滋賀県	919	721	78.5	53	5.8	44	4.8	578	62.9	329	35.8
京都府	1,207	846	70.1	196	16.2	32	2.7	564	46.7	619	51.3
大阪府	2,914	2,189	75.1	329	11.3	41	1.4	2,129	73.1	270	9.3
兵庫県	3,006	2,257	75.1	179	6.0	154	5.1	1,955	65.0	950	31.6
奈良県	1,136	682	60.0	45	4.0	29	2.6	477	42.0	302	26.6
和歌山県	1,618	1,574	97.3	67	4.1	79	4.9	1,319	81.5	316	19.5
鳥取県	585	343	58.6	15	2.6	1	0.2	343	58.6	188	32.1
島根県	1,306	639	48.9	24	1.8	27	2.1	616	47.2	305	23.4
岡山県	1,764	1,111	63.0	89	5.0	63	3.6	1,034	58.6	57	3.2
広島県	2,124	1,462	68.8	28	1.3	13	0.6	1,075	50.6	869	40.9
山口県	1,237	1,176	95.1	12	1.0	9	0.7	559	45.2	1,155	93.4
徳島県	1,126	1,102	97.9	58	5.2	13	1.2	1,058	94.0	321	28.5
香川県	688	481	69.9	20	2.9	19	2.8	478	69.5	124	18.0
愛媛県	2,172	1,579	72.7	278	12.8	39	1.8	1,377	63.4	417	19.2
高知県	1,837	1,097	59.7	66	3.6	54	2.9	951	51.8	129	7.0
福岡県	2,829	2,069	73.1	94	3.3	115	4.1	1,638	57.9	1,252	44.3
佐賀県	641	416	64.9	26	4.1	7	1.1	354	55.2	227	35.4
長崎県	1,401	872	62.2	116	8.3	44	3.1	410	29.3	486	34.7
熊本県	1,303	875	67.2	96	7.4	32	2.5	758	58.2	309	23.7
大分県	1,259	931	73.9	29	2.3	9	0.7	856	68.0	100	7.9
宮崎県	1,299	917	70.6	37	2.8	1	0.1	745	57.4	116	8.9
鹿児島県	2,049	1,250	61.0	8	0.4	8	0.4	1,058	51.6	496	24.2
沖縄県	720	443	61.5	24	3.3	63	8.8	356	49.4	24	3.3
合計	82,184	58,934	71.7	7,763	9.4	3,837	4.7	50,383	61.3	23,231	28.3

1. 防災機能強化事業	
対象事業	<p>児童生徒等の避難所として必要な防災機能の強化</p> <p>①非構造部材の耐震対策工事(天井材の落下防止、設備機器の移動・転落防止 等)</p> <p>②児童生徒の安全を確保する上で必要な工事 (避難経路や外階段の設置、転落防止のための柵の設置 等)</p> <p>③屋外防災施設の新設に係る工事(備蓄倉庫、給水槽、防火水槽、井戸、屋外便所 等)</p> <p>④自家発電設備の整備(避難所指定校への自家発電設備(据置き式に限る。))の整備、既設の太陽光発電への自立運転機能付加)</p>
対象施設	<p>公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校</p> <p>※中等教育学校(後期課程)、高等学校については③のみ対象</p>
補助率※1	<p>1/3 下限額～上限額 400万円～2億円</p> <p>(④のみ、下限額は設置者単位で「200万円×設置校数」(ただし、1校500万円を上限))</p>
2. 新增築事業	
対象事業	教室不足、学校統合に伴い必要となる新たな建物の建設
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校
補助率※1	1/2(幼稚園※2は1/3)
3. 改築事業	
対象事業	<p>①構造上危険な状態にある建物※3や、耐震力不足建物※4、津波防災地域づくりに関する法律において定める浸水想定区域内の学校で、同法に基づく推進計画の実現のために行う建物の建替え</p> <p>②南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域における集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる公立学校の建物の高台への建替え(津波避難対策緊急事業計画に記載された事業)</p> <p>③Is 値0.3 未満で補強が困難な建物の建替え等</p>
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校
補助率※1	① 1/3 ②③ 1/2
4. 補強事業	
対象事業	<p>①地震による倒壊の危険性がある建物の補強(壁・柱・梁の補強・ブレースの設置 等)</p> <p>②地震対策緊急整備事業計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に基づく、建物の補強</p> <p>③地震防災緊急事業五箇年計画に基づくIs値0.3未満等の建物の補強</p>
対象施設	<p>公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校</p> <p>※幼稚園、特別支援学校(幼・小・中学部)は①、③のみ、特別支援学校(高等部)は①のみ対象</p>
補助率※1	① 1/3 ②1/2 ③ 2/3
5. 長寿命化改築事業	
対象事業	<p>構造体の劣化対策を要する建築後40年以上の建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じる改修 ※計画的・戦略的に施設の長寿命化を図るための予防的な改修工事も補助対象</p>
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校

補助率※1	1/3下限額(～上限額) 7000万円(予防改修は3000万円)(～予防改修は1億円)
6. 大規模改造事業	
対象事業	既存の建物の改修(内部環境改善、空調設置、トイレ改修、バリアフリー化 等)
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校
補助率※1	1/3 下限額～上限額 400万円～ 7,000万円(改修内容により 2億円)
備考	・既存施設におけるバリアフリー化工事の国庫補助率は1/2 ・断熱性が確保されている体育館への新たな空調設置について、令和5年度から令和7年度までの間、国庫補助率を1/3から1/2に引上げ
7. 太陽光発電等導入事業	
対象事業	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備 ①太陽光発電・太陽熱利用・風力発電の設置に必要となる工事一式 ②太陽光発電既設置校への蓄電池単体整備
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校、高等学校、共同調理場、社会体育施設 ※中等教育学校(後期課程)、高等学校については「産業教育施設」のみ対象
補助率※1	1/2 下限額(～上限額) 400万円(～ 1,000万円 ②のみ)
8. 学校給食施設整備事業	
対象事業	単独校調理場、共同調理場の①新增築②改築
対象施設	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小・中学部)
補助率※1	① 1/2 ② 1/3
9. 学校体育諸施設整備事業	
対象事業	学校水泳プールの新改築、耐震補強(給排水管の免震処理等)及び中学校武道場の新改築 等
対象施設	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小学部・中学部)
補助率※1	1/3
10. 社会体育施設整備事業	
対象事業	地域スポーツセンター等の新改築及び社会体育施設耐震化事業(①構造体の耐震化(Is値0.7未満の地域スポーツ施設の耐震化(補強) 等)②非構造部材の耐震対策等)
対象施設	社会体育施設
補助率※1	1/3 交付対象経費限度額:①2億円、②1億円(過去に①の採択を受けている場合は合計で2億円)
担当部局	1, 3～7, 9 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL:03-6734-2466 2, 8 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL:03-6734-4871 10～11 スポーツ庁参事官(地域振興担当) TEL:03-6734-2672

※1 上記において補助率とは『負担金事業における負担割合』及び『交付金事業における算定割合』をいう。また、原則の補助率のみを記載している。

※2 公立認定こども園については、令和5年度よりこども家庭庁に移管。

※3 構造上危険な状態にある建物…耐力度調査により耐力度点数が4,500点以下の建物 等

※4 耐震力不足建物…耐震診断によりIs 値0.3 未満の建物 等

緊急防災・減災事業債 / 防災対策事業債〔地方債〕

内容	<p>(緊急防災・減災事業債)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災基盤の整備事業並びに公共施設等の耐震化事業で、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等 <p>(防災対策事業債)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方単独事業として行う防災基盤の整備事業、公共施設等の耐震化事業等 <p>(対象の一例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地・非常用電源・緊急時に避難又は退避するための施設 ・指定緊急避難場所及び指定避難所等の公共施設及び公用施設において防災機能を強化するための施設(電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等の浸水対策、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明、避難のための屋上階段の設置など避難者の安全性向上のために必要な改修等) ・指定緊急避難場所及び指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設(トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室、避難者のための避難収容室や備蓄倉庫の改造・改築等、固定式間仕切り、感染防止用備蓄倉庫等) ・指定緊急避難場所及び指定避難所等の公共施設及び公用施設の耐震化
対象	地方公共団体
措置率	<p>(緊急防災・減災事業債)</p> <p>充当率:100%、交付税措置:70%</p> <p>(防災対策事業債)</p> <p>①防災基盤整備事業</p> <p>充当率:75%、交付税措置:30%</p> <p>※デジタル化関連事業等、津波浸水想定区域移転事業 充当率:90%、交付税措置50%</p> <p>②公共施設等耐震化事業</p> <p>充当率:90%、交付税措置:50%</p> <p>※Is値0.3未満で地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設の耐震改修事業</p> <p>充当率:90%、交付税措置:2/3</p>
備考	緊急防災・減災事業債については令和7年度まで
担当部局	総務省 自治財政局 地方債課 TEL:03-5253-5628

緊急防災・減災事業(特別交付税)

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難標識、海拔表示板等の整備 ・避難施設の修繕 ・避難施設の資機材等整備(非常用発電機、備蓄燃料、暖房器具、簡易浄水器等) ・公共施設の耐震診断・調査 <p>※東日本大震災を教訓として実施する地方単独事業の非適債経費に限る。</p>
対象	地方公共団体
措置率	交付税措置:70%
備考	令和7年度まで
担当部局	総務省 自治財政局 財政課 TEL:03-5253-5613

消防防災施設整備費補助金

内容	耐震性貯水槽、備蓄倉庫等
対象	都道府県(沖縄県を除く)、市町村(一部事務組合等を含む)
補助率	耐震性貯水槽:1/2、備蓄倉庫:1/3(地防法に基づくものは1/2)
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象となる耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の規格は消防防災施設整備費補助金交付要綱別表第3による(例 備蓄倉庫の延床面積は30㎡以上であること) ・耐震性貯水槽については、地上設置型、飲料水兼用型等についても補助の対象となる ・都道府県分(沖縄県分を除く)及び指定都市分は平成24年度まで地域自主戦略交付金の対象であったが、平成24年度補正予算(第1号)より本補助金の対象 ・沖縄県分は沖縄振興公共投資交付金の対象となる
担当部局	消防庁 消防・救急課 TEL:03-5253-7522

農山漁村地域整備交付金 農地防災事業／農村地域防災減災事業

内容	災害発生の危険が高い地域における農村防災施設(避難施設又は避難経路等)の整備
対象	都道府県、市町村、土地改良区等
補助率	1/2等
備考	・津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難経路の整備については補助率2/3
担当部局	農林水産省 農村振興局 整備部 防災課 広域防災班 TEL:03-3502-6430

浜の活力再生・成長促進交付金(うち漁港機能高度化目標 防災対策関連)

内容	<p>原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落等において行われる取組に対する支援事業</p> <p>○ハード事業 津波漂流防止施設、避難施設(避難階段、避難路等)、異常気象情報観測・監視施設、防災情報伝達施設、災害時援助施設(避難所、緊急物資保管庫等)、緊急時物資等輸送施設、非常用電源施設等</p> <p>○ソフト事業 津波・高潮ハザードマップ、避難マニュアル及び避難・災害シミュレーション等の見直し・策定に係る経費等</p>
対象	都道府県、市町村、水産業協同組合等
補助率	1/2等
備考	市町村において、国土強靱化地域計画が策定されていることが必要
担当部局	水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 環境整備班 TEL:03-6744-2392

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

内容	災害時において、道路等が寸断した場合に、サービスステーション(SS)やLPガス充てん所などの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるための燃料を「自衛的備蓄」として確保するための支援制度
対象	①公的避難所(地方公共団体が災害時に避難所として指定した施設) ②災害発生時に避難困難者が多数生じる施設(医療・福祉施設)等 ③一時避難所となり得る施設等(地方公共団体が災害時に避難所等として協定等を締結した施設)
補助率	2/3(①②のうち中小企業)、1/2(その他)
備考	石油・LPガスのいずれかの燃料備蓄が対象
担当部局	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課 TEL:03-3501-1320

災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金

内容	災害時における避難所や防災上中核となる施設等において、災害時の電力供給停止時にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステム及び停電対応型のガスエンジン・ヒートポンプ・エアコンの導入等を行う事業に対する補助
対象	①災害時に避難所として活用される国や地方自治体の防災計画指定の施設 ②災害時に防災上中核となる施設 ③国や地方公共団体と協定を締結している(見込みも含む)、災害時に地域住民に空間等を提供する施設
補助率	1/2以内:政府想定地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等(※)のうち、中圧ガス導管でガスの供給を受けている施設 1/3以内:上記以外の中圧ガス導管又は低圧ガス導管でガスの供給を受けている施設 ※政府想定地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等 (1)政府想定地震対象エリア ①南海トラフ地震、②首都直下地震、③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、 ④中部圏・近畿圏直下地震 (2)熊本地震・北海道胆振東部地震の被害地域 (3)政令指定都市・特別区、中核市、特例市、県庁所在地、中枢中核都市
担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室 TEL:03-3501-2963

都市防災総合推進事業

内容	○地区公共施設等整備 ・地区公共施設(道路又は公園、広場等) ・地区緊急避難施設(耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備を含む)
対象	地方公共団体、防災街区整備推進機構等
補助率	1/2(用地費、間接補助は1/3)等
備考	・地区緊急避難施設は、災害時の住民等の緊急的な避難に必要な施設(災害対策基本法に規定する指定緊急避難場所であること等) ・指定緊急避難場所に必要な最低限の機能(感染症対策に資する機能を含む。)として整備するものであること ・南海トラフ特措法又は日本・千島特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については補助率2/3
担当部局	国土交通省 都市局 都市安全課 TEL:03-5253-8400

都市安全確保拠点整備事業

内容	○溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれが著しく、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域において、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地(都市計画法に基づく一団地の都市安全確保拠点施設に限る)の整備を支援。 ○都市計画法に定める特定公益的施設のうち、以下の施設において、安全確保に必要な機能を設置する場合、補助対象となる。 ・災害対応施設(備蓄倉庫等の災害時の用にのみ供する施設) ・特定避難支援施設(医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設、高次都市施設、連絡デッキ等の災害時に専ら安全確保の用に供する公益的施設) ・その他安全確保施設(災害時に専ら安全確保の用に供する施設の掛かり増し分)
対象	地方公共団体(間接交付含む)
補助率	1/2
備考	次の要件を全て満たす地区を補助対象とする。 ・都市計画に定められた一団地の都市安全確保拠点施設 ・浸水発生時に多数の居住者等の安全を確保する必要性が高い区域内 (DID区域内かつ浸水継続時間が72時間以上と想定される区域)
担当部局	国土交通省 都市局 市街地整備課 TEL:03-5253-8412

都市再生整備計画事業

内容	○地域生活基盤施設 地域防災施設(耐震性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設、情報通信施設、発電施設、排水再利用施設、避難空間等の地域の防災のために必要な施設)
対象	市町村又は都市再生法第46条の2第1項の規定に基づく市町村都市再生整備協議会
補助率	事業費に対して概ね4割(交付金の額は一定の算定方法により算出)

備考	<p>交付対象は市町村が作成した地域のまちづくりに関する計画(都市再生整備計画)に記載された地域生活基盤施設の整備。</p> <p>次のいずれかの要件に該当する計画対象地区に設置されるものに限る。</p> <p>①災害対策基本法第2条第10号に基づく地域防災計画に定められた避難地若しくは避難路等が、計画対象地区内にあり、又は計画対象地域に隣接していること</p> <p>②計画対象地区が、鉄道駅の周辺や商業地等多くの人が集まる地区を含んでいること</p> <p>③計画対象地区が、木造建築物が密集している等の防災上危険と認められる市街地を含み、又は隣接していること</p> <p>④整備施設が認定歴史的風致維持向上計画に位置付けられており、都市再生整備計画の区域と認定歴史的風致維持向上計画の重点区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね3分の2以上であること</p> <p>※上記以外についても、都市再生整備計画に基づく地域創造支援事業等として実施することにより交付対象となる場合があります。</p>
担当部局	国土交通省 都市局 市街地整備課 TEL:03-5253-8412

住宅・建築物安全ストック形成事業

内容	<p>○住宅・建築物耐震改修等事業</p> <p>①避難所等の耐震改修に関する事業 小・中学校や公民館など災害時に避難所等として使用されるもののうち、地域防災計画に位置付けられている等の建築物が対象</p> <p>②避難所等以外の耐震改修に関する事業</p>
対象	地方公共団体等
補助率	<p>①地方公共団体が実施する場合:国1/3 地方公共団体以外が実施する場合:国1/3、地方1/3</p> <p>②地方公共団体が実施する場合:国11.5% 地方公共団体以外が実施する場合:国11.5%、地方11.5%</p>
備考	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震診断義務付け建築物(要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物)は、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業(建築物耐震対策緊急促進事業)において、より充実した補助を行っています。
担当部局	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL:03-5253-8517

下水道総合地震対策事業

内容	災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置づけられた施設に整備するマンホールトイレシステム
対象	地方公共団体
補助率	1/2等
備考	<p>・「マンホールシステム」:マンホール蓋から下水本管への接続部分及び貯水槽等マンホールトイレを利用するために必要な施設</p> <p>・防災拠点又は避難地について、マンホールを含む下部構造物が補助対象となる。(便器及び仕切り施設(テント等)は除く。)</p>
担当部局	国土交通省 下水道部 下水道事業課 TEL:03-5253-8430

都市構造再編集中支援事業

内容	○地域生活基盤施設 地域防災施設(耐震性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設、情報通信施設、発電施設、排水再利用施設、避難空間等の地域の防災のために必要な施設)
対象	市町村又は都市再生法第46条の2第1項の規定に基づく市町村都市再生整備協議会
補助率	1/2(立地適正化計画※の都市機能誘導区域内等)、45%(立地適正化計画の居住誘導区域等) ※都市再生特別措置法の規定により、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。
備考	交付対象は「立地適正化計画」に基づき実施する、市町村が作成した地域のまちづくりに関する計画(都市再生整備計画)に記載された地域生活基盤施設の整備。 次のいずれかの要件に該当する計画対象地区に設置されるものに限る。 ①災害対策基本法第2条第10号に基づく地域防災計画に定められた避難地若しくは避難路等が、計画対象地区内にあり、又は計画対象地域に隣接していること ②計画対象地区が、鉄道駅の周辺や商業地等多くの人が集まる地区を含んでいること ③計画対象地区が、木造建築物が密集している等の防災上危険と認められる市街地を含み、又は隣接していること ④整備施設が認定歴史的風致維持向上計画に位置付けられており、都市再生整備計画の区域と認定歴史的風致維持向上計画の重点区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね3分の2以上であること ※上記以外についても、都市再生整備計画に基づく地域創造支援事業として実施することにより支援対象となる場合があります。
担当部局	国土交通省 都市局 市街地整備課 TEL:03-5253-8412

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

内容	地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで重点的に支援 ①建築物耐震対策緊急促進事業 大規模な建築物等の耐震化及び避難場所までの避難路等の確保を目的とした耐震診断、補強設計、耐震改修(耐震診断の結果、倒壊の危険性のあるもので、改修等により地震に対して安全な構造となるもの)等に対する支援 ②一時避難場所整備緊急促進事業 水害時の避難者への対応を目的とした避難者の受け入れに付加的に必要なスペース、防災備蓄倉庫、電気設備(設置場所の嵩上げ含む)、止水板等の整備に対する支援
対象	地方公共団体等
補助率	①地方公共団体が実施する場合:国1/3等 地方公共団体以外が実施する場合:国1/3、地方1/3等 ②地方公共団体が実施する場合:国1/2 地方公共団体以外が実施する場合:国2/3、地方1/3
備考	事業期間:令和3年度~令和5年度
担当部局	国土交通省 住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL:03-5253-8517

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

内容	地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等を導入する事業を支援。
対象	地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設 (例 庁舎、公立病院、公民館、公立の学校等)
補助率	1号事業:2/3(市区町村等であって、太陽光発電設備・コージェネレーションシステム以外の再生可能エネルギー設備又は未利用エネルギー活用設備の導入事業の場合、又は離島の場合) 1/2(市区町村等であって、太陽光発電設備又はコージェネレーションシステムの導入事業の場合) 1/3(都道府県・指定都市の場合) 2号事業:1/2、上限500万円
備考	令和3～7年度までの事業。
担当部局	環境省大臣官房地域脱炭素事業推進課 TEL:03-5521-8233

就学前教育・保育施設整備交付金

内容	こどもを安心して育てることが出来る体制を確保するため、地方公共団体が策定する整備計画に基づいて実施される保育所・認定こども園等に関する施設整備事業に対して、国が交付するもの。 対象施設:保育所、認定こども園、小規模保育事業所等
対象	地方公共団体
補助率	(私立) 1/2相当(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は2/3) (公立) 1/3相当
備考	南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画等に位置づけられ、一定の要件を満たす場合は、補助率が異なる。
担当部局	こども家庭庁成育局保育政策課 TEL:03-6858-0043

次世代育成支援対策施設整備交付金

内容	児童福祉等の基盤整備を推進するため、地方公共団体が策定する整備計画に基づいて実施される児童福祉施設等及び障害児施設等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付。 対象施設:児童福祉施設、障害児施設等
対象	地方公共団体
補助率	1/2等
備考	南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画等に位置づけられ、一定の要件を満たす場合は、補助率が異なる。
担当部局	こども家庭庁成育局参事官(事業調整担当)付 施設調整等業務担当室 TEL:03-6863-0286

社会福祉施設等施設整備費補助金

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設等について、防災・国土強靱化推進の観点から、耐震化整備や非常用自家発電整備の設置、浸水対策等に要する費用の補助 ・障害者支援施設等について、創設等に伴う避難スペースの整備に要する補助 <p>対象施設 短期入所、生活介護、自立生活援助、共同生活援助(グループホーム)、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、就労定着支援、施設入所支援等の障害者福祉サービス等</p>
対象	都道府県・指定都市・中核市
補助率	補助率:国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4
備考	地方自治体への間接補助のため、都道府県・指定都市・中核市への申請が必要。
担当部局	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 TEL:03-3595-2092

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(非常用自家発電・給水設備整備事業)

内容	<p>高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電整備(燃料タンクを含む)、給水設備(受水槽・地下水利用給水設備)の整備</p> <p>対象施設 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・軽費老人ホーム・認知症グループホーム・小規模多機能型居宅支援事業所 等)</p>
対象	都道府県・市町村等
補助率	1/2 等
備考	<p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専ら非常時に用いる設備とし、設置にあたり施設に付帯する工事を含むもの ・電気、ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後72時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの ・設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害の影響を受けない場所であること 等
担当部局	厚生労働省老健局 高齢者支援課 TEL:03-3595-2888

地方改善施設整備費補助金

内容	<p>地方公共団体が設置する隣保館等の整備に要する費用の一部を補助することにより、地域住民の福祉の向上を図る。</p> <p>対象施設:隣保館等</p>
対象	都道府県・市町村
補助率	国1/2 (指定都市・中核市は1/2、指定都市・中核市除く市町村は1/4かつ都道府県1/4)
備考	交付の対象となる隣保館等の設置者は地方公共団体に限る。
担当部局	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 TEL:03-3595-2615

社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金

内容	社会福祉施設等を整備するため、(独)福祉医療機構において低金利かつ長期の貸付を行う。
対象	独立行政法人福祉医療機構
補助率	定額補助
担当部局	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 TEL:03-3595-2616

○避難所機能強化に活用できる主な財政支援一覧

(令和5年4月1日時点)

Main table with columns for '担当省庁', '補助事業等名称', '補助率', '水(食料・飲料)', '照明、電気、ガス', '情報通信', 'トイレ', '衛生', '復旧・寒さ対策、暑さ対策、バリアフリー', '備蓄', '自治体負担に対する起債充当率及び交付税措置率', and '国担当部署'.

凡例
○: それを目的とした整備が可能
△: 新増築、改築、長寿命化改良事業、大規模改修とあわせて行う際に補助対象となる(※21)
※1: 計画的・戦略的に施設の長寿命化を図るため、予防的な改修工事が補助対象となる。
※2: 校舎と同一棟の場合は補助対象となる。付帯施設は補助対象外となる。
※3: 屋外便所の設置に限る。
※4: 太陽光発電設備と併せて設置する場合、補助対象となる。ただし、太陽光発電設備設置校に限り、単体設置が可能。
※5: 共同調理場の新増築と併せて新規に整備する場合に限る。
※6: 新増築や改築の場合のみ、共通の費用も対象となる。
※7: 非常用電源として認められているものが対象となる。可搬タイプのものは適性のあるものに限る。
※8: 東日本大震災を教訓として実施する地方単独事業の非適債経費に限る。
※9: 自家発電機、空調設備のみの導入は不可。燃料貯蔵設備を導入することが必須の要件。
※10: 災害時の電力供給停止時にも対応可能な停電対応型の天然ガスコーージェネレーションシステムが対象。
※11: 災害時の電力供給停止時にも対応可能な停電対応型のガスエンジン・ヒートポンプ・エアコンが対象。
※12: 社会資本整備総合交付金事業等において、上記に印のある施設以外についても、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業は、効果促進事業として交付対象とできる場合がある。
※13: 本事業は指定緊急避難場所が対象であるため、当該避難所が指定緊急避難場所である場合、補助対象となる。
※14: 指定緊急避難場所に必要な最低限の機能として整備するものであること。
※15: 都市計画法に規定する一団地の都市安全確保拠点施設の特定公益的施設において、安全確保に必要な機能を設置する場合、補助対象となる。
※16: 立地適正化計画の都市機能誘導区域又は居住誘導区域内に整備される場合、補助対象となる。
※17: 本事業は指定緊急避難場所が対象であるため、当該避難所が指定緊急避難場所を兼ねていて、本事業の要件を満たす場合、補助対象となる。
※18: 本事業時に避難者を外部から一時的に受け入れるために付加的に必要な施設・設備の整備費用が補助対象となる。
※19: 太陽光発電等の再生可能エネルギーや再利用エネルギーを活用する発電設備と合わせて設置する場合、補助対象となる。
※20: 施設の認可書類に定める場合、補助対象となる。
※21: 大規模改修が対象となるのは厚生労働省のみ。
※22: 資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって、建物に固定して一体的に整備する場合に、補助対象となる場合がある。

この表は、避難所整備に関する防災対策として想定される主な事業を例示したものです。各制度には財政支援等のための要件があり、また、変更もありますので、詳細についてはそれぞれの制度を所管する省庁に照会・相談して下さい。